

令和6年度 東京都立南大沢学園 いじめ防止基本方針

令和6年4月1日
校長決定

1 いじめ問題への基本的な考え方

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

いじめが生徒等の生命並びに心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。

(2) 生徒をいじめから守り通し、生徒のいじめ解決に向けた行動を促す

生徒等の生命及び心身を保護し、生徒等をいじめから確実に守るとともに、生徒等のいじめに関する理解を深め、生徒等がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにする。

(3) 教員の指導力の向上と組織的対応

いじめ問題に適切に対応できるようにするために、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。

また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により解決を図る。

(4) 保護者・地域・関係機関と連携した取組

いじめの防止等のための対策は、学校に加え、都、区市町村、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行う。

2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、いじめ防止対策推進法の基本理念に則り、当該学校に在籍する生徒等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係する機関及び団体と連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

① 設置の目的

いじめは全ての学校・生徒等に関する問題であるという認識に基づき、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにするために、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが生起した場合には、組織的に適切かつ迅速にこれに対処することを目的とする。

② 所掌事項

- ア いじめの未然防止の体制整備及び取組
- イ いじめの状況把握及び分析
- ウ いじめを受けた生徒及び保護者に対する相談及び支援
- エ いじめを行った生徒及び保護者に対する指導、助言
- オ 専門的な知識を有する者等との連携
- カ その他いじめの防止に係ること

③ 会議

委員会は、年3回開催する。いじめ発見の場合は、校長の判断により「緊急いじめ対策委員会」を開催し組織的で迅速な対応をする。

④ 委員構成

委員会は、校長、副校長、学部担当主幹教諭、生徒指導担当主幹教諭、相談支援担当主幹教諭、養護教諭等の他、校長が指名する職員によって構成する。校長の判断により必要に応じて、心理・福祉に関する専門的な知識を有する者を参加させることができる。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ① 「いじめは絶対に許されない。」という雰囲気の学校全体への醸成
- ② 道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめに向かわない態度・能力の育成
- ③ 生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進
- ④ 校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上
- ⑤ 生徒及び保護者を対象としたいじめ（ネット上のいじめも含む。）防止のための啓発活動の推進
- ⑥ 個別面談、学校通信などを通じた家庭との緊密な連携・協力

(2) 早期発見のための取組

- ① アンケート調査を年3回実施し、教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握及び生徒がいじめを訴えやすい体制の整備
- ② 保健室、スクールカウンセラーの利用及び電話相談窓口の周知等による相談体制の整備
- ③ 教職員全体によるいじめに関する情報の共有

(3) 早期対応のための取組

- ① いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織対応
- ② いじめられた生徒及びいじめを知らせてきた生徒の安全の確保

- ③ いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ④ 教育的配慮の下、毅然とした態度によるいじめた生徒への指導
- ⑤ いじめを見ていた生徒が自分の問題として捉えられるようとする指導
- ⑥ 保護者への支援・助言
- ⑦ 保護者会の開催などによる保護者との情報共有
- ⑧ 関係機関、専門家等との相談・連携
- ⑨ いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との相談

(4) 重大事態への対処

- ① いじめられた生徒の安全の確保
- ② いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ③ 関係機関、専門家等との相談・連携
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携
- ⑤ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は学校の設置者が行う調査への協力
- ⑥ 重大事態発生についての教育委員会又は知事への報告
- ⑦ 重大事態の調査結果についての知事の調査（再調査）への協力

5 教職員研修計画

- (1) いじめ防止対策推進法等で示されている取組を、教職員が確実に行えるようにするために、教職員に対する校内研修を計画的に年3回実施する。
- (2) 「いじめ総合対策第【2次】下巻【実践プログラム編】—（東京都教育委員会 令和3年2月）」第4部 いじめ問題解決のための「教員研修プログラム」を参考にしながら、学校の課題意識の共通理解・未然防止・早期発見・早期対応・重大事態への対処について事例検討を行う。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 学校便りや保護者会の積極的な活用
いじめに対する学校の取組姿勢を保護者に理解してもらうことが、保護者からの早期の情報提供につながることから、学校は、学校便りや保護者会を積極的に活用し、日頃から学校いじめ防止基本方針等について保護者に対し説明する。
- (2) スクールカウンセラーや精神科校医（保健相談）の保護者への紹介
保護者によっては、教員よりもスクールカウンセラーの方が相談しやすい場合もあるため、保護者との情報共有やいじめ問題への対応を円滑に行う観点から、学校は、スクールカウンセラーや精神科校医（保健相談）を年度当初の保護者会で紹介する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 八王子市青少年対策宮上地区委員会と連携して、早期対応時の見守り体制の充実を図る。
毎年、地区情報交換会にて地域の情報交換を行う。
- (2) 南大沢警察署・八王子少年センター・児童相談所・各市区町村の子ども家庭支援センター等の関係機関と連携し、必要に応じて情報交換を行う。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校評価において、保護者及び生徒へアンケートを実施し現状を把握する。
- (2) 学校評価を実施し、その集計結果を受け、関係部署で検討の上、3月までに次年度の基本方針を改善する。